

小松市 市内・準市内業者認定基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札参加資格を公平かつ公正に処理するため、小松市競争入札参加有資格者名簿に登録された業者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市内業者は、常時契約を締結する事務所（請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な業務を行う事務所をいう。）として、小松市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有している業者をいい、かつ建設業にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた主たる営業所を有している業者をいう。
- (2) 準市内業者は、常時契約を締結する事務所として、小松市内に支社、支店、営業所（以下「支店等」という。）を有している業者をいい、かつ建設業にあつては建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたその他営業所を有している業者をいう。
- (3) 営業所は、常時契約を締結する事務所として、前2号の本店等及び支店等をいう。

(市内業者の認定要件)

第3条 市内業者の認定要件は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 営業所が前条第1号に規定する事務所であること。
- (2) 営業所が第5条の認定要件を満たしていること。
- (3) 小松市に法人市民税等の納付すべき全ての市税を完納していること。
- (4) 支店等を有する者においては、どの支店等よりも本店等の法人市民税割合が大きいこと。

(準市内業者の認定要件)

第4条 準市内業者の認定要件は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 営業所が第2条第2号に規定する事務所であること。
- (2) 営業所が第5条の認定要件を満たしていること。
- (3) 小松市に法人市民税等の納付すべき全ての市税を完納していること。
- (4) 本店等から独立して常時契約を締結する事務所として権限を委任されている旨の書面が提出されていること。

(営業所の認定要件)

第5条 営業所の認定要件は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 事務所の形態

- ア 自社の所有であること。もしくは自社名義で賃貸借契約を締結していること。
- イ 建物等を他の事業者と共同して使用する場合、壁等で物理的に分離していること。
- ウ 従業員等の住宅と兼用である場合には居住部分と区分していること。
- エ 事務所名が確認できる看板を外部から見える場所に常時設置していること。かつ建設業にあっては建設業法第 40 条に定める標識を常時設置していること。
- オ 営業及び事務等に必要な備品（机、椅子など）や機器（電話・ファックス等の通信機器や複写機など）を備え付けていること。

(2) 営業活動の実態

- ア 建設業にあっては、建設業法第 40 条の 3 の規定による帳簿、その他においては、営業活動に必要な帳簿類を備えていること。
- イ 従業員の出勤状況が確認できる出勤簿を備えていること。
- ウ 電話・ファックス等の番号が営業所内機器の番号であること。

(3) 人的配置の状況

- ア 法人にあっては、営業所を代表する者を含め 2 名以上が常駐していること。
- イ 建設業にあっては、建設業法第 7 条第 2 項の規定する専任技術者が常駐していること。

(4) その他必要な事項

- ア 営業所において、常時連絡がとれる体制であり、転送になっていないこと。
- イ 前項の体制が単なる連絡員の配置による取り次ぎでないこと。
- ウ やむを得ない場合の転送先は、前号アのいずれかであること。

(市内営業所の登録)

第 6 条 市内業者又は準市内業者の認定を受けようとする事業者は、市内営業所登録申請書（様式第 1 号）を競争入札参加資格審査申請時に提出するものとする。

(市内業者及び準市内業者の認定)

第 7 条 市内業者及び準市内業者の認定は、小松市競争入札参加資格名簿の登録をもって行う。

(市内営業所の実態調査)

第 8 条 前条の申請内容の事実確認を行うため、必要に応じて随時営業所等の訪問調査を実施するものとする。

2 実態調査に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。